

## 愛生苑介護予防支援事業重要事項説明書

## 1. 当事業所の概要

事業所名	愛生苑居宅介護支援事業所	指定番号	香川県 3770300055
所在地	香川県坂出市西庄町79番地1	代表者	上里 好子
サービス 提供地域	坂出市（島しょ部を除く）	電話番号 FAX番号	0877-45-8881 0877-45-8933

## 2. 職員体制

職種	勤務形態・人数	業務内容
管理者 兼 主任介護支援専門員	常勤1名	事業所の管理・運営全般、 予防居宅介護支援に関する業務
主任介護支援専門員	常勤2名以上	予防居宅介護支援に関する業務
介護支援専門員	常勤1名	予防居宅介護支援に関する業務

## 3. サービス提供時間

平日 (月～金) 8時30分～17時30分

休日 土 日 祭日 年末年始 (12月29日～1月3日)

休日体制 常に担当者に連絡がとれる体制を整えています。

## 4. 提供する指定介護予防支援の内容

指定介護予防支援は利用者の介護予防に資するように行い、医療サービスとの連携に十分配慮して行います。

介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう、目標指向型の計画を作成します。

提供する指定介護予防支援等の質の評価を行い、常にその改善を図ります。

## ① サービスの利用開始

当事業者は担当職員に介護予防サービス・支援計画の作成に関する業務を担当させます。その後契約書等締結を行いサービスの提供を開始します。

② 当該地域における指定介護予防サービス事業者、指定介護予防地域密着型介護予防サービス事業者、介護予防を行う者その他の者（以下「指定介護予防サービス事業者等」という。）に関してサービスの内容、利用料等の紹介を求めるとや 位置づけた指定介護予防サービス事業者等の情報を公平かつ適正に利用者又はそのご家族もしくは支援者（以下「家族等」という）に対して提供し、利用者にサービスの選択を求めることができます。

③ 利用者について、その有している生活機能や健康状態、置かれている環境等を把握した上で、利用者及びその家族等の意欲及び意向を踏まえて、利用者が現に抱えている問題点を明らかにするとともに、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援すべき総合的な課題を把握します。

④ 課題の把握にあたっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族等に面接して行います

⑤ 利用者が目標とする生活、専門的観点からの目標と具体策、利用者及びその家族等の意向を踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援の留意点、利用者及び指定介護予防サービス事業者等が目標に達成するために行うべき支援内容並びにその期間等を記載した介護予防サービス・支援計画の原案

を作成します。

- ⑥ 介護予防サービス・支援計画原案に位置付けた指定介護予防サービス等について、保険給付等の対象となるかどうかを区分したうえで、サービスの種類、内容、利用料等について、利用者から文書による同意を得ます。
- ⑦ 介護予防サービス・支援計画作成後実施状況の把握を行うため、定期的なサービス利用状況、提供状況の確認を行います。(3か月1回以上訪問するものとします。ただし、要件を満たしたうえで利用者の同意を得た場合は、テレビ電話装置等を活用し少なくとも6か月に1回は利用者の居宅を訪問可能です。) また、介護予防サービス・支援計画の変更・指定介護予防サービス事業所等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- ⑧ 介護予防サービス・支援計画に位置付けた支援の期間が終了する時は、介護予防サービス・支援計画の達成状況について評価します。
- ⑨ 利用者及びその家族等との連絡を継続的に行います。
- ⑩ 利用者の意向を踏まえ、要介護認定等必要な援助を行います。

#### ⑪ 給付管理

介護予防サービス計画作成後、毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

#### ⑫ 相談支援

当事業所は、利用者がサービスを利用する際に、その財産管理や権利擁護について問題が発生した場合には、利用者等の依頼に基づき、関係機関への連絡を行います。

利用者が居宅において日常生活を営むことが困難になったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院及び入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の援助を行います。

#### ⑬ 介護予防小規模多機能型居宅介護支援事業所との連携

利用者が居宅サービスから介護予防小規模多機能型居宅介護の利用へ移行する前に、利用者の必要な情報を介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に提供し、当該事業所における介護予防サービス等の利用に係る計画の作成等に協力します。

#### ⑭ 市町村に対する情報提供

当事業所は、市町村において管内の要支援者の状況を適切に把握する観点から、市町村長から情報提供の求めがあった場合は、介護予防サービスの実施状況等を市町村に情報提供します。

### 5. 入院時の対応

病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えてください。またその場合に備えて、担当職員の氏名並びに当該事業所の名称及び連絡先等について記載したものを、介護保険被保険者証や健康保険被保険者証等とともに保管しておいてください。

### 6. 守秘義務

サービス提供を行う上で知り得た利用者及び家族等に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。利用者及びそのご家族等から予め同意を得ない限り、主治医及び介護予防サービス事業者やサービス担当者会議等において利用者及びそのご家族等の個人情報を用いませぬ。

### 7. 虐待防止

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に上げるとおり必要な措置を講じます

- ① 定期的研修(年1回以上)等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
- ② 個別支援計画の作成等適切な支援の実施に努めます。

- ③ 従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる態勢を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めるものとします。

#### 8. 身体的拘束等の適正化

身体的拘束等の適正化を図るため、適正化のための指針を整備すると同時に、検討委員会を定期的に開催しその結果を従業者に周知徹底を図ります。従業者に対しては身体的拘束の適正化のための研修を定期的実施します。

#### 9. 業務継続計画の策定等

感染症や非常災害発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するため計画を策定します。

- ① 従業者に対して、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（年に1回以上）に実施するものとする。
- ② 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行うものとする。

#### 10. 感染症の防止及びまん延の防止

事業所において感染症が発生、又は蔓延しないように努めます。

#### 11. 利用料金

介護予防支援に対する料金については、法定代理受領（法律の規定に基づいて介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する）により利用者の自己負担はありません。ただし介護保険料滞納等により法定代理受領ができなくなる場合があります。その場合は、下記の介護予防支援報酬の全額を一旦お支払い下さい。

介護予防支援報酬	
1ヶ月の報酬単価	初回加算（初回のみ）
4,720 円	3,000 円

#### 12. 契約期間

契約の期間は、令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 までとなります。ただし契約期間の満了日7日前までに利用者から契約終了の申し出がない時は、この契約は自動更新されます。次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約は終了します。

- (1) 契約期間中に、以下の事項に該当するに至った場合には、事業者との契約は終了します。
- ① 利用者が要介護者（要介護1～5）に該当すると認定されたとき
- ② 利用者が要介護者、要支援者又は事業対象者のいずれにも該当しないと認定されたとき
- ③ 利用者が介護予防特定施設入所者生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用介護予防居宅介護費を算定する場合を除く。）又は介護予防認知症対応型共同生活介護（介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費を算定する場合を除く。）の利用を開始したとき
- ④ 利用者が死亡したとき
- (2) 契約の有効期間中、この契約を解約することができます。この場合には、契約終了を希望する日の7日前までに事業者へ通知するものとします。
- ① 事業者正当な理由なく、介護保険法令及びこの契約書に定めた事項を遵守せずにサービスの提供を怠ったとき
- ② 事業者が守秘義務に違反したとき
- ③ 事業者が故意又は過失により利用者及び家族等の身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他この契約を継続しがたい重大な事情が認められた場合

(3) 事業者は利用者が以下の事項に該当する場合には、この契約を解除することができます。

- ① 指定介護予防支援等の提供にあたり、利用者が心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知などを行い、その結果、この契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 利用者が故意又は重大な過失により事業者若しくは担当者の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによってこの契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

13. 損害賠償

利用者に対するサービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者に損害を及ぼしたときには、速やかに損害を賠償します。 但し、利用者又はその家族等に重大な過失があるときは、賠償額を減額することがあります。

14. 苦情受付

苦情・相談受付窓口	担当 介護支援専門員	連絡先	0877-45-8881
外部苦情相談窓口			
坂出市かいご課		電話番号	0877-45-5090
香川県介護保険審査会（香川県長寿社会対策課）		電話番号	087-831-1111
香川県国民健康保険団体連合会		電話番号	087-822-7453

令和            年            月            日

事業者の介護予防支援サービスの提供にあたり、利用者に対して重要事項説明書に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者	所在地	坂出市西庄町 79 番地 1
	名称	社会福祉法人 永世会            ㊞
説明者	所属	愛生苑居宅介護支援事業所
	説明者	

私は、重要事項説明書の説明を受け、了承しました。

利用者	住所
	氏名
(代理人)	
	住所
	氏名